

子ども・子育て支援新制度において
紋別市が新たに条例等で定める各基準案について

1 施設・事業の認可基準等について

施設や事業者が新制度において「施設型給付」や「地域型保育給付」の対象となるには、児童福祉法等による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受けなければなりません。

「認可」：職員数や施設面積などにおいて、必要な基準を満たしているか。

「確認」：利用定員や運営規程、情報公開などの基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格か。

2 紋別市が条例等で定める必要のある基準について

(1) 条例で定める必要のある基準

- ①家庭的保育事業等（地域型保育事業）の設備及び運営に関する基準
- ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(2) 規則等で定める必要のある基準

- ①保育の必要性の認定基準

(3) 施設型給付と地域型保育給付の認可と確認

施設・事業		利用定員	認可	確認	
施設型給付	特定教育・保育施設	認定こども園（4類型）	20人以上	北海道	紋別市 (条例)
		認可幼稚園	定めなし		
		認可保育所	20人以上		
地域型保育給付	特定地域型保育事業	家庭的保育	5人以下	紋別市 (条例)	紋別市 (条例)
		小規模保育（A・B・C型）	6～19人		
		居宅訪問型保育	1対1が基本		
		事業所内保育	定めなし		

3 国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」について

新制度において、自治体が各基準を条例で定めるにあたっては、内閣府令・厚生労働省令等で示される「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に沿って定めることとされています。

	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準 条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。	十分参照しなければならない基準 条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容
備考	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒基準の範囲を超える場合は違法	参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒参酌する行為を行わなかった場合は違法

4 各種基準案について

(1) 条例で定める必要のある基準

① 家庭的保育事業（地域型保育事業）の設備及び運営に関する基準案

地域型保育事業とは

地域型保育事業とは、新制度において紋別市の認可事業として、新たに位置づけられる次の4種類の事業で、対象は原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児（3号認定）となっています。

類型	内容	事業主体
家庭的保育事業 (定員5人以下)	家庭的な雰囲気のもと、少人数を対象としたきめ細かな保育を家庭的保育者の居宅やその他様々なスペースで実施。	市町村 民間事業者 等
小規模保育事業 (定員6人以上19人以下)	家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施し、次の3類型に分類。 A型：保育所の分園に近い型 B型：保育所分園と家庭的保育の中間的な位置にある型 C型：家庭的保育に近い型	市町村 民間事業者 等
居宅訪問型保育事業	障害や疾患により個別なケアが必要な場合等に保護者の自宅で1対1を基本とする保育を実施。	市町村 民間事業者 等
事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもの保育を実施。	事業主等

【家庭的保育事業等の設備及び運営の基準案】

項目	類型	家庭的保育事業	小規模保育事業						事業所内保育事業				居宅訪問型保育事業			
	従うべき基準 参酌すべき基準		A型 (保育所分園型)	B型 (中間型)	C型 (家庭的保育型)		利用定員19人以下		利用定員20人以上							
保育従事者の資格	従うべき基準	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	保育士		保育士+保育従事者 保育士割合1/2以上		家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)		保育士+保育従事者 保育士割合1/2以上				家庭的保育者			
職員数	従うべき基準	0~2歳児 (3歳以上も可)	3:1 補助者を置く場合 5:2	0歳児 1~2歳児	3:1 6:1	0歳児 1~2歳児	3:1 6:1	0~2歳児 (3歳以上も可)	3:1 補助者を置く場合 5:2	0歳児 1~2歳児	3:1 6:1	0歳児 1~2歳児	3:1 6:1	0~2歳児 (3歳以上も可)	1:1	
				(3歳以上受入) 3歳児 4歳児以上	20:1 30:1	(3歳以上受入) 3歳児 4歳児以上	20:1 30:1			(3歳以上受入) 3歳児 4歳児以上	20:1 30:1	(3歳以上受入) 3歳児 4歳児以上	20:1 30:1			
				合計+1名		合計+1名				合計+1名		常時2名以上				
給食	給食	従うべき基準	自園調理(食事の提供の責任が事業者にある等一定の条件の下、他の施設から搬入可) ※搬入施設=連携施設(保育所、幼稚園及び認定こども園)、事業主と同一法人等、学校給食共同調理場からの搬入は可とする。										—			
	設備	従うべき基準	調理設備(※給食を搬入する場合にあっても、提供にあたって必要な加熱、保存等の調理機能を備えること)										—			
	職員	従うべき基準	調理員(但し、全部委託・搬入の場合は不要)										—			
設備	参酌すべき基準	保育専用室、便所 同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 (付近の代替地可)	0~1歳児 : 乳児室又はほふく室、便所 2歳児以上: 保育室又は遊戯室、屋外遊技場(付近の代替地可)、便所						0~1歳児 乳児室又はほふく室、 医務室、便所 2歳児以上 保育室又は遊戯室、 屋外遊技場(付近の 代替地可)、便所				—			
面積	参酌すべき基準	保育室 9.9㎡ (3人を超える場合は、 1人につき3.3㎡を追加) 屋外遊技場 3.3㎡/人 (2歳児以上)	乳児室/ほふく室 3.3㎡/人(0~1歳児)		保育室/遊戯室 1.98㎡/人(2歳児以上)		屋外遊技場 3.3㎡/人(2歳児以上)		乳児室/ほふく室 3.3㎡/人(0~1歳児)		保育室/遊戯室 3.3㎡/人(2歳児以上)		屋外遊技場 3.3㎡/人(2歳児以上)		乳児室 1.65㎡/人 (0~1歳児) ほふく室 3.3㎡/人 (0~1歳児) 保育室/遊戯室 1.98㎡/人 (2歳児以上) 屋外遊技場 3.3㎡/人 (2歳児以上)	—

項目	類型	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業
	従うべき基準 参酌すべき基準		A型 (保育所分園型)	B型 (中間型)	C型 (家庭的保育型)	利用定員19人以下	利用定員20人以上	
耐火基準等	参酌すべき基準	火災報知器、消火器の設置	消火器等の消火器具、非常口その他の設備を設置 保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備、避難階段について、当面は当面、 現行の認可保育所に準じた取扱い					—
連携施設	従うべき基準	連携施設(保育所、幼稚園及び認定こども園)を確保する 経過措置:確保が著しく困難で他の事業から支援が受けられると認められる場合は5年間、連携施設を確保しないことができる ①集団保育を体験させるための機会の設定、保育内容に対する相談・助言支援を行う ②代替保育を提供する ③保育の終了に際して、引き続き保育を提供する				左欄の①、②に係る連携 協力は不要		連携施設の確保を 要しない。ただし、 障害・疾病等の状況 により障害児入所支 援施設等を適切に確 保
非常災害	参酌すべき基準	毎月1回の避難・消火訓練を行う					—	
嘱託医	従うべき基準	嘱託医の委嘱(連携施設と同一の嘱託医への委嘱可)					—	
健康診断	参酌すべき基準	利用開始時の健康診断、1年に2回の健康診断を学校安全衛生法の規程に準じて行う					—	
保育時間	参酌すべき基準	1日につき8時間(事業者が定める)						
その他	参酌すべき基準					地域の子どもの利用定員の設定が必要		

【基準検討部会案】

国の基準より下回る本市の実情がないかぎり、国の基準と同様とする。

【市独自の項目】(基準検討部会にて承認)

項目	規定内容	考え方
暴力団の排除	家庭的保育事業者等は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する者)であってはならない。	乳幼児及び保護者が安全かつ安心して保育を受けられる環境を整備する観点から、紋別市暴力団排除条例の目的に沿った規定を加える。

② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

項目	類型	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業			
	従うべき基準 参酌すべき基準	認定こども園	幼稚園	保育所	家庭的保育事業	小規模保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
利用定員	従うべき基準	20名以上	最低利用定員は設定しない	20名以上	1人以上5人以下	A型・B型:6人以上19人以下 C型:6人以上10人以下 (経過措置:6人以上15人以下)	1人	利用定員に応じて市が定める
	参酌すべき基準	1号認定:区分全体で定員設定 2号認定:区分全体で定員設定 3号認定:0歳、1.2歳の定員を区分して設定	1号認定:区分全体で定員設定	2号区分:区分全体で定員設定 3号区分:0歳、1.2歳の定員を区分して設定	3号区分:0歳、1.2歳の定員を区分して設定			
内容及び手続の説明・同意等	従うべき基準	運営規定、職員勤務体制、利用者負担等重要事項を文書で説明し、同意を得る			運営規定、連携施設、職員勤務体制、利用者負担等重要事項を文書で説明し、同意を得る			
	参酌すべき基準	説明方法:文書、電子メール、インターネットへの掲載、CD-ROM等の交付 ただし、電子媒体により提供しようとするときは利用申込者の同意が必要						
運営規程	参酌すべき基準	①施設の目的、運営方針 ②提供する教育・保育の内容 ③職員の職種、人数、職務の内容 ④教育・保育を行う日、時間、提供を行わない日 ⑤利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥設定区分毎の利用定員(地域型保育事業は区分がないため「利用定員」) ⑦施設の利用開始及び終了に関する事項、施設利用の留意事項 ⑧緊急時の対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設の運営に関する重要事項						
正当な理由のない提供拒否の禁止	従うべき基準	正当な理由がない提供拒否の禁止						

項目	類型	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業			
	従うべき基準 参酌すべき基準	認定こども園	幼稚園	保育所	家庭的保育事業	小規模保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
利用申込が利用定員を超える場合の対応等	従うべき基準	1号認定：抽選、申込順等公正な方法で選考 2、3号認定：保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考	1号認定：抽選、申込順等公正な方法で選考	2、3号認定：保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考	3号認定：保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考			
	参酌すべき基準	自ら適切な教育・保育を適切に提供することが困難な場合は、適切な施設、事業を紹介するなど適切な措置を講じる			自ら適切な教育・保育を適切に提供することが困難な場合は、連携施設、適切な施設、事業を紹介するなど適切な措置を講じる			
あっせん、調整及び要請に対する協力	従うべき基準	市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない						
心身の状況等の把握	参酌すべき基準	子どもの心身の状況、その他おかれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等を把握しなければならない						
小学校等との連携	参酌すべき基準	特定教育・保育等の終了に際しては、小学校、他の特定教育・保育施設等と密接な連携に努めなければならない						
特定教育・保育施設等との連携	従うべき基準	—			<p>連携施設を確保する（経過措置：確保が著しく困難で他の事業から支援が受けられると認められる場合は、5年間、連携施設を確保しないことができる）</p> <p>①集団保育を体験させるための機会の設定、適切な保育提供に係る相談、助言及び支援を行う</p> <p>②代替保育を提供すること</p> <p>③保育の終了に際して、保護者の希望がある場合に引き続き保育を提供すること</p> <p>※居宅訪問型保育事業については適用しない。ただし、障害・疾病をもつ乳幼児の保育を行う際には障害児入所支援施設等を適切に確保しなければならない。</p> <p>※事業所内保育事業において、利用定員が20人以上の場合、①及び②に係る連携協力は不要</p>			
	参酌すべき基準	—			保育の提供の終了に際し、子どもが連携施設又は他の特定教育・保育施設等で継続的に教育・保育を受けることができるよう、子どもに係る情報の提供を行い、連携施設等との密接な連携に努めなければならない。			
教育・保育の提供内容等の記録	参酌すべき基準	教育・保育の提供日、内容等その他必要な事項を記録する						
利用者負担額等の受領	従うべき基準	教育・保育を提供した際は、保護者より利用者負担額の支払いを受ける（法定代理受領）						
		特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、保護者から支払いを受けることができる。（上乘せ徴収）						
		日用品、文房具等教育・保育に必要な物品の購入に要する費用の支払いを保護者から受けることができる						

項目	類型	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業			
	従うべき基準 参酌すべき基準	認定こども園	幼稚園	保育所	家庭的保育事業	小規模保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
教育・保育の 取り扱い方針	従うべき基準	幼保連携型：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 他の認定こども園：幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針	保育所保育指針に準じる			
評価	参酌すべき基準	自ら教育・保育の質の評価を行うとともに外部評価を行い、結果を公表し改善を図る			自ら教育・保育の質の評価を行い、改善を図る			
定員の遵守	参酌すべき基準	利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中の保育需要の増大、措置及び災害等やむを得ない場合は除く						
相談及び援助	参酌すべき基準	子ども、保護者からの相談に適切に応じ、必要な助言、援助を行う						
緊急時等の対応	参酌すべき基準	子どもに体調の急変が生じた場合は速やかに保護者及び医療機関への連絡を行う等の適切な処置を行う						
市町村への通知	参酌すべき基準	保護者が不正な行為によって給付費の支給を受けているときは遅滞なく、市に通知しなければならない						
子どもの適切な処遇	従うべき基準	子どもの国籍、信条、社会的身分又は教育・保育の提供に要する費用の負担の可否によって差別してはならない 虐待等子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない 身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を乱してはならない						
秘密保持等	従うべき基準	業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない 小学校等関係機関に対し子どもに係る情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得なければならない						
苦情解決	参酌すべき基準	苦情受付窓口を設置し、苦情内容を記録する						
地域との連携	参酌すべき基準	地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない						
事故発生の防止 及び発生時の対応	従うべき基準	事故発生防止のための指針の整備 事故発生改善策の周知徹底を図る体制の構築 事故防止のための研修の実施 事故状況の記録、損害賠償の迅速な手続き						
特別利用保育等の 基準	従うべき基準	—	特別利用保育・特別利用教育を行う際は、当該施設と同じ設置・基準を遵守する 特別利用保育・特別利用教育を受ける子どもと通常の教育・保育を受ける子どもの総数が当該施設の利用定員を超えないこと 特別利用保育：1号認定が保育所から保育を受けること	特別利用地域型保育を提供する際は、地域型保育事業の認可基準を遵守する 特別利用地域型保育を受ける子ども(1号認定)と、通常の特定地域型保育を受ける子ども(3号認定)の総数が当該施設の利用定員を超えないこと 特定利用地域型保育を提供する際は、地域型保育事業の認可基準を遵守する 特定利用地域型保育を受ける子ども(2号認定)と、通常の特定地域型保育を受ける子ども(3号認定)の総数が当該施設の利用定員を超えないこと 特別利用地域型保育：1号認定が地域型保育を受けること 特定利用地域型保育：2号認定が地域型保育を受けること				

【基準検討部会案】

国の基準より下回る本市の実情がないかぎり、**国の基準と同様とする。**

【市独自の項目】（基準検討部会にて承認）

項 目	規定内容	考え方
暴力団の排除	特定教育・保育施設等は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する者）であってはならない。	乳幼児及び保護者が安全かつ安心して保育を受けられる環境を整備する観点から、紋別市暴力団排除条例の目的に沿った規定を加える。

(1) 規則で定める必要のある基準

① 保育の必要性の認定基準案

ア 子ども・子育て支援法による認定区分

区分 \ 年齢	年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	保育不要	教育標準時間認定（1号認定）	認定こども園・幼稚園	
	保育必要	保育認定（2号認定）	認定こども園・保育所	
満3歳未満	保育不要	認定対象外	—	
	保育必要	保育認定（3号認定）	認定こども園・保育所・地域型保育事業	

※一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業（13事業の内）は認定の有無に関わらず利用可能。

イ 保育の必要性の認定について

新制度では、これまで保育所の入所判定と一体化していた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは独立した形で行い、「保育の必要性」の認定を行うこととなります。

「保育の必要性」の認定に当たっては、客観的基準に基づいて「保育の必要性があるかどうか、保育は1日につき保育標準時間（最大11時間）か、保育短時間（最大8時間）の利用なのか」の認定を市が行い、「支給認定証」を交付します。

認定証の交付を受けた保護者は、自身のニーズに基づき施設を選択し、保育の必要がない場合は直接施設に、保育の必要がある場合は原則市に利用を申し込むこととなります。

ウ 就労時間の下限について

新制度における「保育短時間」の認定をする際の就労時間の下限については「現行制度における実態を踏まえ、1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市が地域の就労実態等を考慮して定める時間を基本とする。」とされています。

なお、現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができるとする経過措置が検討されています。

	現行制度	新制度(国の方針案)
事由	<p>【保育の実施基準】 児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行う。</p> <p>(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。 (3) 妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。 (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。 (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (7) 前各号に類するものとして市長が認める状態にあること。</p>	<p>【保育が必要な事由】 以下のいずれかの事由に該当すること。 ※保護者本人の事由により判断することを基本とするが、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、優先度上の取扱いを考慮することが可能</p> <p>①就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労に対応) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護(兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看護) ⑤災害復旧 ⑥求職活動(起業準備含む) ⑦就学(職業訓練校等での職業訓練含む) ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>
区分	<p>1区分 最大10時間/日、年間約300日 保育時間(原則1日8時間、延長あり)</p>	<p>2区分 【保育標準時間(1日最大11時間までの利用)】 平均275時間/月(212時間超292時間以下)</p> <p>【保育短時間(1日最大8時間までの利用)】 平均200時間/月(最大212時間)</p> <p>※②妊娠・出産、⑤災害復旧、⑧虐待・DVの事由の場合は、時間区分を設けない。</p>
優先利用	<p>優先利用の制度はない。 ただし、入所調整をする中で、ひとり親家庭、虐待やDVなど社会的養護が必要な家庭等配慮を要する子どもについては、入所に際して一定の考慮を行っている。</p>	<p>個別ケース毎の対応等の観点から調整指数上の優先度を高めることにより「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。 虐待やDVのおそれのある場合など、社会的養護が必要な場合は、より確実な手段である児童福祉法の措置制度を併せて活用する。 優先事項の例示は、以下のとおり(実施主体である市でそれぞれ検討、運用)</p> <p>①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障害を有する場合 ⑥育児休業明け ⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ⑨その他市が定める事由</p> <p>(保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況の考慮) (人材確保・育成や就業継続等の観点から幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子ども利用に際しての配慮) (放課後児童クラブの指導員等の子ども利用に際して配慮)</p>

【基準検討部会案】

保育の必要性の認定基準については、国の基準と同様とする。

就労時間の下限については、現行において下限を設けての運用をしていないことから、国で定める下限の48時間を紋別市における就労時間の下限とする。

※保育の必要性の認定基準については、「区分」の保育標準時間の考え方について道へ確認中であることから、条例として制定する場合には9月議会での上程ではなく、12月議会での上程を予定。規則での制定であれば、道からの回答があり次第、早急に制定を行う。

※参考資料としての条例案については本会議での承認後、文言等の修正を行い、9月議会への上程を予定。